

令和7年(呆)第1162号

控訴人 八木橋 健太郎

被控訴人 国

2025年07月17日

控訴人 八木橋 健太郎

東京高等裁判所民事部 御中

控訴理由書

控訴の理由は次のとおりである。

なお、略語等は、本書面で新たに用いるもののほかは、従前の例による。

第1 控訴の理由

1 争点1について

(1) 原判決の慰謝料の算定には誤りがあること

慰謝料は、被害者が財産的損害を立証できず十分な救済を受けられないのを補完する作用を営んでおり、その算定は、加害行為の態様、加害者の故意・過失の程度、被害の程度及び両当事者の社会的地位・職業・財産・家族の状況など、一切の事情を考慮し、原告の請求の範囲内で裁判官の自由裁量によって行うことが原則とされている。

そのうえで、原判決は、職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然とされたものである(原判決37ないし44頁)という過失を理由に、本件措置が国賠法上違法であること及びこれに対する損害賠償責任を認め、そして、とりわけ同措置の「顔面に抗原である金属を強制的に接触させる行為であり、その所要時間も約10分と、ひげそりに要する時間としては長めであること」及び「控訴人の制止のための有形力の行使の程度が強度のものであったとまでは認められないこと」並びに「本件措置後、控訴人に実際に金属アレルギーの深刻な症状が生じたとまでは認められないこと」という点のみに着目し、慰謝料の算定を行った。

しかしながら、以下に述べるとおり、原判決の慰謝料算定は、一部の限定された事実に対する表面的・側面的な見方に基づき行われたことが明らかであり、冒頭で示した慰謝料算定の原則からすると、原判決は同算定にあたって一切の事情を考慮したとは評価し難く、したがって、その算定は不合理であり誤りがあるといえる。

ア 本件措置は故意によるものと推認可能であること

原判決は、本件措置が単なる過失によるものであることを前提として慰謝料の算定を行っている。

しかしながら、こうした前提は誤りである。

まず、施設に備えられたバリカン及びトリマーは、密着して重なり合う鋸状の刃が施された2枚の金属板が左右に高速で反復運動し、その刃の間に毛髪等を進入させたくえで切断する機構を有しており、通常は、刃が肌に直接触れることのないよう、アタッチメントを装着のうえ使用するものである。

なお、前記バリカン及びトリマーは、アタッチメントの装着が可能であり、したがって、刃を肌に接触させずに使用することが可能である。(原判決29頁)

そして、乙17によると、施設は2022年1月の時点において、「(バリカンの)アタッチメントを外した際の理髪は、怪我をしたり、肌が荒れて血がにじむ可能性があった」ことを認識していたものと認められる。

また、前記のような負傷事案が発生し得るのは、バリカンが前記機構を有していることに起因しているのは自明であるところ、他方、トリマーについても同様の機構を有している以上、アタッチメントを外して使用すれば、同様に負傷し得るといえる。

さらに、アタッチメントを装着した状態で同箇所の理髪を実施するという通常とは異なる特別な措置を講じた理由については、「同箇所理髪時のアタッチメントの装着の有無については、当センターの内規に明記されているものではなく、肌荒れや傷などの理由からアタッチメントを装着したまま実施している者も以前にいたこと」であると、乙17において明確に述べられているところ、トリマーを使用したひげそり時のアタッチメントの装着の有無について明記された内規の存在は認められず、また、アタッチメントを装着したトリマーでひげそりを実施した者が以前にいなかったことを示す事情も認められないことからすれば、施設では本件措置の時点において、アタッチメントを装着したトリマーでひげそりを実施することは可能であったといえる。

そうすると、施設は、刑収法56条の規定に基づき被収容者たる控訴人の健康状態を保ち、疾病の予防に必要な医療上の措置を講じるべき法律上の義務を負っているのであるから、トリマーを使用してひげそりを行う際は、同年1月1日に実施の理髪時と同様に、控訴人が金属アレルギーであるか否かに関係なく、怪我をしたり、血がにじむなどしないよう、アタッチメントを装着するという措置を講じる必要があったところ、同日の理髪、施設において同年2月になされた、要旨「アタッチメントを装着せずにバリカンで理髪を行うと、怪我をしたり、血がにじむなどするおそれがあるため、全受刑者を対象に調髪実施時には樹脂製アタッチメントを装着する」という運用変更(答弁書6頁)及び同年3月14日の本件措置の直前に、樹脂製アタッチメント未装着のトリマーを示しながら、ひげをそるよう指示した同木村に対し、控訴人が、樹脂製アタッチメントの装着を求めている(訴状05頁)などの経緯の存在に照らせば、施設は、本件措置の時点において、容易に樹脂製アタッチメントの装着を必要と判断のうえ、これを講じることが可能であったにもかかわらず、あえて未装着の状態に強制的にひげをそった(原判決34頁)本件措置は、同西尾及び同Bら施設職員の故意によるものと強く推認可能である。

イ 本件措置には重い過失が認められること

過失とは、予見可能性を前提に行為者に課される客観的な行為義務(作為または不作為の義務)の違反であり、その程度によって、重過失と軽過失に区別される。前者は不注意ないし注意義務違反が甚しい場合をいい、とりわけ民法が要求しているのは、その者の従事する職業、その属する社会的地位などに応じて普通に要求される程度の注意(善良な管理者の注意と同じ)を欠いているかであるとしている。

以上を踏まえ本件についてみると、本件措置は、刑収法の専門家である法務省矯正局の職員という職業に従事する者らによって執られた行為であり、とりわけ、事実上同措置を指揮した同西尾は、国家公務員I種試験を経て法務省に入省、矯正局へ配属され同措置を指揮した時点において階級を看守長（刑務官の階級は、上から矯正監、矯正長、矯正副長、看守長、副看守長、看守部長、看守である。）、役職を施設第3区長（統括矯正処遇官）とする施設の幹部職員という社会的地位にある者であって、専門家のなかにおいても、特別回法に精通している者であるといえる。

ところで、本件措置の違法性は、刑収法にかかる知識のない一般的な受刑者である控訴人をもってしても容易に認識可能であったわけで、実際に、原判決もその違法性を認めている。

すなわち、同西尾の従事する職業及び社会的地位からすれば、刑収法77条1項においていう制止等の措置にあたる本件措置は、不法行為成立の阻却事由を具備していないため執るべきではないと判断すべきであったという注意義務は、同人に普通に要求される程度のものではなかったといえる。

そうすると、本件措置を執った同西尾の行為は、その者の従事する職業、その属する社会的地位などに応じて普通に要求される程度の注意を欠き、したがって、不注意ないし注意義務違反が甚しい場合といえ、よって、少なくとも、本件措置には重い過失が認められるといえる。

ウ 本件措置により控訴人が発症したアレルギー性接触皮膚炎の程度にかかる原判決の事実認定は誤りであること

原判決は、本件措置により金属アレルギーの深刻な症状が生じたとは認められないことを前提として慰謝料の算定を行った。

しかしながら、こうした前提は誤りである。

(ア) まず、本件措置の際に使用されたポケソリの外刃は、ニッケルを99.99パーセント以上含むニッケル合金であり(甲07)。控訴人は、抗原が肌に接触することにより、強い痒痒感・灼熱感、発赤、腫脹及び水疱等を伴った皮膚炎を発症する体質であって、とりわけニッケルに対しては、PTを行った抗原のうち、水疱を伴うなどして最も強いアレルギー反応を示した(甲06)。

そして、本件措置は、トリマーを使用した後にポケソリが使用された。すなわち、樹脂製アタッチメント未装着のトリマーを押し当てたことで傷付き、金属分子が角層内から表皮内に侵入し易い状態であった控訴人の肌に(乙1ないし4)、力加減の調整が困難である他人の手により、最も強いアレルギー反応を示し、接触することで水疱などを伴う皮膚炎を発症する、純度がほぼ100パーセントであるニッケル合金の外刃を密着させたうえで、約10分間にわたって広範囲に擦り付けたというものである。

そうすると、本件措置後には、トリマー及びポケソリが接触した部分に、痒痒感・灼熱感、発赤、腫脹及び部分的に水疱・出血を伴う皮膚炎を発症したところ、こうした結果は、アレルギー性接触皮膚炎の発症メカニズム及び臨床症状にかかる自然科学的論理に照らし矛盾しないというばかりでなく、むしろ当然の帰結といえ、すなわち、本件措置の態様の詳細が前記のとおりであればこれに伴って、同措置後においてもPT実施時と同程度の症状を発症したとする事実の存在は、相当高度の蓋然性をもって認められるものといえる。

(イ) 控訴人は、上記(ア)のとおり皮膚炎の各症状が発症している事実を施設医師に確認させ、その事実を診療録に正確に記録させたうえで適切な治療を受けるため、2022年3月29日、4月26日及び5月24日の医務回診において、皮膚科の受診を希望し申出た。(甲80)

しかしながら、前記各医務回診にあたった施設医務課職員は、
控訴人に対してマスクを外すよう指示するなどし、当該症状の発
症がみられる患部を確認するといった対応を一切せず、皮膚科の
診察の予約をしなかっただけでなく、同診察の要否の検討につい
て組上にすら載せなかったのであり、同年3月10日の診察を最
後に、施設は、控訴人に対し、皮膚科の診察を一度も受けさせな
かった。(甲01、80及び乙97)

なお、前記各医務回診時は、新型コロナウイルスの感染拡大に
よって、食事、入浴、就寝、検身、点検及びその他職員の指示が
ある場合を除いて、常時マスクを着用するよう法律上義務付けら
れており、これは現に単独室に収容中の者であっても例外ではな
く、これに反してマスクを外したりすれば、注意・指導及び調査
・懲罰の対象となるものであった。

また、控訴人は受刑者であり口頭弁論期日に出頭できないこと
から、甲号証の原本は裁判所に提出され得ず、よって証拠調べは
受けない。(原判決における事実認定のとおり)

そのうえで、乙13は甲01と同じ控訴人の診療録であるが、
控訴人に皮膚科の診察を受けさせなかった前記期間の記載部分を
含まない抄本であるところ、2024年8月1日、控訴人の1た
証拠保全の申立て(令和6年(モ)第1528号)により、備薬
使用簿(甲80)の送付が囑託されたことで、同期間の経緯は明
らかになることとなり、被控訴人は、2025年1月29日に、
同記載部分を含む控訴人の診療録を、乙97として改めて提出し
た。(原審における弁論の全趣旨、乙13及び97)

そうすると、施設の恣意により事実がすべて記録されない蓋然
性が相当程度高い控訴人の診療録において、本件措置後に、上記
(ア)で述べたとおりの各症状が発症した記録がないという消極
的事実のみを重視し、他方、抗原が、表皮内に侵入し易い状態の
肌に、比較的長時間にわたって強く接触すると、当該症状を伴、

た接触皮膚炎を発症するという、自然科学的論理に照らし矛盾しないというばかりでなく、相当高度の蓋然性をもって判断される関係、すなわち、事実上の推定が働くといえる関係性について一切検討することなく、これを排斥したうえで結論を導いた原判決の事実認定は、著しく合理性を欠くものといえ、誤りである。

Ⅰ 本件措置は現実的・実効的な防衛手段を持たない社会的弱者に対する行為であること

原判決は、受刑者が事実上どのような状況に置かれていて、現実的にどのような社会的地位にあるのか、という点について一切考慮することなく慰謝料の算定を行った。

受刑者は、刑事施設内において、職員との間で圧倒的・絶対的な力の差が存在するなか監理されている。

また、刑収法は、受刑者が不当な処遇を受けた際の救済措置として、不服申立制度を設けている。

しかしながら、こうした不服申立制度は、仕組みそのものに欠陥があることなどから、事実上、実効的な救済機能を有しているとはいえず、完全に形骸化している。

まず、控訴人が、本件措置に対して不服を申立てた事実の申告に着目すると、当該矯正管区の長が、同措置にかかる事実関係について公正な調査を十分に行った形跡はなく（甲03）、結論ありきの処理に終始しているのは明らかであり、したがって、刑事施設の職員による不当な有形力の行使の措置に対して行い得る唯一の不服申立制度がこうした実情である以上、同措置に対する救済の道は、事実上、国賠請求に限られているといえる。

次に、控訴人が、本件懲罰に対して不服を申立てた審査の申請に着目しても、裁決がなされる頃には、本件懲罰の執行は既に終了しているため、これの取消しを申立てる利益は認められないという判で押したような理由付記で却下され、その解釈及び制度の

構造上、後記3において述べるとおり、事実上、本案の当否については審理・検討され得ず(甲05)、また、原審において併合提起し却下された本件懲罰の取消請求についても同様のことがいえ、したがって、本件懲罰についても本件措置と同様に、救済の道は、事実上、国賠請求に限られているといえる。

そして、刑収法にかかる知識のない一般的な受刑者である控訴人をもってしても、明らかに違法であると判断できた本件措置及び本件懲罰は、当然ながら原判決においても違法であることが認められたのであるが、このように、これら処遇は明らかに違法であるにもかかわらず、前記不服申立制度が受刑者たる控訴人を救済できなかったことは、事実上、受刑者を不当な処遇から救済する道が国賠請求に限られているとの控訴人の前記主張を補強する。

さらに、原判決に至るまで、提訴から2年6月以上の期間を要している。

そうすると、刑事施設内で受けた不当な有形力の行使に対する実効的な救済は、事実上、相応の法律知識または資力を必要とする国賠請求という制度に限られているといえ、同制度によって極めて少額の金銭賠償がなされるにとどまり、加えて、実際に判決を得られるまで、少なくとも年単位の期間を要するのであるから、したがって、受刑者は、圧倒的・絶対的な力により監理されていることから、社会での生活に比較して、不当な権利の侵害を受ける可能性が極めて高いという特殊な法律上の地位にある者と解され、かつ、公正で簡易・迅速に利用可能な救済制度が事実上存在していないという、異常で深刻な状況に置かれた社会的弱者であるといえる。

オ 本件措置は控訴人に対し償うことのできない損害を与える可能性があったこと

原判決は、本件措置が、顔面に抗原である金属を強制的に接触させる行為であると示しながらも、同行為が実際にどのような結果を招来させるかという点について、十分に検討のうえ考慮することなく慰謝料の算定を行った。

アレルギー性接触皮膚炎の影響は、刑事施設を出所した後にま
い及び得るものであり、種類によっては生死にかかわるものがあ
って(原判決41頁)、実際に、ポケソリをアレルギー体質の者
に対して使用すると、アナフィラキシーショックなど命にかかわ
る症状を引き起こす場合があるのである(甲07)。

そうすると、本件措置は、原状回復ないし金銭賠償による填補
が不能または社会通念上相当に困難で、もしくは金銭賠償のみに
よって損害を甘受させることが社会通念上著しく不相当と評価さ
れる損害、すなわち、償うことのできないといえる重大な前記各
損害を控訴人に与える可能性があったものといえ、その態様は極
めて高い危険性を孕んでいたものと認められる。

カ まとめ

上記アないしオにおいて述べた事情を考慮しなかった原判決の
慰謝料の算定には、その検討に不十分な点があるといわざるを得
ない。

さらに、前記のとおり、直接身体に対する相当程度強力な有形
力の行使を受けたことにより被った精神的損害にかかる慰謝料算
定額が、控訴人と同様に受刑者という法律上の地位にある者が、
刑事施設の職員から「カスが、死ぬ。」という発言を受けたこと
の同算定額に照らし、著しく低額であること(甲69)及び原審
における控訴人の請求との乖離をも考慮すると、本件措置に対す
る慰謝料は40万円を下らない。

2 争点2について

(1) 原判決の慰謝料の算定には誤りがあること

原判決は、施設長の裁量権の範囲を逸脱したものであり、職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然とされたものである(原判決46頁)という過失を理由に、本件懲罰が国賠法上違法であること及びこれに対する損害賠償責任を認め、そして、とりわけ同懲罰の「自弁の物品の使用や書籍の閲覧等の停止等を内容とするものであり、受刑者の自由に対する制約が相応に大きいものであること、及び「期間が10日間であること」という点のみに着目し、慰謝料の算定を行った。

しかしながら、以下に述べるとおり、原判決の慰謝料算定は、一部の限定された事実に対する表面的・側面的な見方に基づき行われたことが明らかであり、上記(1)の第一文で示した慰謝料算定の原則からすると、原判決は同算定にあたって一切の事情を考慮したとは評価し難く、したがって、その算定は不合理であり誤りがあるといえる。

ア 本件懲罰には重い過失が認められること

原判決は、本件懲罰が単なる過失によるものであることを前提として慰謝料の算定を行った。

しかしながら、こうした前提は誤りである。

(ア) まず、刑収法155条は、懲罰を科する手続きについて規定しているところ、その趣旨については

懲罰は、刑罰とは異なり、行政上の秩序罰であることから、憲法31条に規定される適正手続の保障が直接及ぶものではないものの、被収容者に対する制裁としての不利益処分であって、その権利利益に重大な影響を与えるものであることか

ら、これを科するに当たっては、できる限り、法律上、適正
手続を保障することが望ましい。

しかしながら、監獄法下においては、反則行為をした疑い
のある被収容者に対する弁解の機会の付与、その補佐人の選
任等に関して、大臣訓令である懲罰手続（平成4年矯保訓第
582号）等において定められていたにとどまり、法律上、
懲罰を科する手続に関する規定は設けられておらず、行刑改
革会議の提言においても、このような状態は不十分なもので
あり、その手続については法律に明記すべきと指摘されてい
た。

この法律では、この提言も踏まえ、反則行為をした疑いの
ある被収容者に対する告知聴聞の機会の付与、反則行為をし
た疑いのある被収容者を補佐する者の指名等に関する規定を
設け、被収容者の人権が不当に侵害されることのないよう手
続的に保障することが明記されたものである。

（林・刑収法796頁）

告知聴聞の機会の付与については

1 総説

反則行為をした疑いのある被収容者等については、法15
4条の規定に従って行われる調査の結果に基づき刑事施設の
長が懲罰権を行使することとなるが、その懲罰権の行使を適
正なものとするためには、反則行為をした疑いのある被収容
者に対して、懲罰の根拠となる反則行為に関する事実を告知
し、それに関する弁解の機会を与えることが不可欠である。

通常、反則行為をした疑いのある被収容者は、調査の過程
において取調べを受け、その際に、反則行為の有無、反則行
為をするに至った事情等について主張する機会が与えられる

こととなるが、本条1項前段は、透明性が高く、公正な手続で、被収容者が弁解する機会を付与するものである。

(中略)

2 弁解の聴取者

反則行為をした疑いのある被収容者から弁解を聴取するのは、刑事施設の長が指名した3人以上の職員である。

(中略)

懲罰審査会の委員は、原則として、処遇部又は矯正処遇部の部長のほか、これらの部に所属する副看守長以上の階級にある刑務官又は副看守長と同等以上の官職にある者(教育専門官など)のうちから指名するものとされている。これ以外に、弁解を聴取する職員の指名について特段の制限はないが、できる限り公正な手続で被収容者の弁解を聴取するために、その反則行為に直接関係した職員(例えば、被収容者から暴行を受けた職員や職務執行の妨害を受けた職員など)や、その反則行為の調査に直接当たった職員を懲罰審査会の委員とすることは、できる限り避けるべきであろう。

3 弁解の方法

被収容者による弁解は、これを聴取する職員の面前に出頭し、口頭で行うことを原則とする。弁解の真意が的確に伝えられるようにするためである。

(同796ないし798頁)

通知については

1 総説

被収容者が、自己が疑いをもたれている反則行為について的確に弁解するためには、自分がいかなる事実によって懲罰を科されようとしているかを事前に知らされるとともに、弁

解を準備するために必要な期間が確保されることが必要である。

そこで、本条は、弁解の機会を与える被収容者に対し、あらかじめ、書面で、弁解すべき日時又は期限及び懲罰の原因となる事実の要旨を通知することを刑事施設の長の義務として規定している。

(中略)

3 通知の内容

「弁解の日時」とは、口頭で弁解する場合の日時であり、

「弁解の期限」とは、弁解を記載した書面を提出し、又は被収容者を補佐する職員が弁解を録取する方法により弁解を行う場合の書面の提出期限をいう。

「懲罰の原因となる事実の要旨」とは、反則行為に関する調査の結果、認定された反則行為を構成する事実の要旨をいう。必ずしも個々の事実関係を詳細に記載する必要はないが、被収容者がこれを知ることにより弁解の要否及びその内容を判断することが可能となる程度に具体的なものであることが必要である。したがって、単に、遵守事項違反があった旨を抽象的に摘示するのみでは足りず、最低限、反則行為が行われた日時、場所、その具体的な行為態様について摘示することが必要となる。

(同798及び799頁)

補佐人の指名については

被収容者は、刑事施設内で行動の自由が制限されている上、反則行為をした後、懲罰を科されるまでの間、反則行為の調査のために隔離されることが多く、反証のために必要な証拠収集を十分に行うことができない場合が多い。そのため、疑

いが掛けられている反則行為に関する弁解の機会を被収容者に与えたとしても、必ずしも的確に弁解・防御することができない場合が予想されることから、被収容者を補佐し、その権利を擁護する立場の者を懲罰手続に関与させる必要が生じるところである。

そのような趣旨から、本条においては、被収容者を補佐すべき者(補佐人)を刑事施設の職員のうちから指名することとされている。補佐人は、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則(平成13年法務省令第3号)10条各号(同条1号を除く)のいずれかの事務を行う副看守長以上の階級にある刑務官又は副看守長と同等以上の官職にある者(教育専門官など)であって、懲罰審査会の委員に指名する者以外の者のうちから指名することとされている。補佐人を付する趣旨に照らせば、反則行為の調査に従事した職員も補佐人に指名するのは適当ではない。なお、立法論として、補佐人には弁護士を指名する制度とすべきとの意見もあるが、弁護士は刑事施設の実情に通暁しているとも限らず、また、全国の刑事施設において日常的に多数発生する懲罰事案のすべてに弁護士を関与させることは現実問題として困難であり、そのような制度とした場合には迅速な懲罰権の実現が妨げられることとなることから、適当ではない。

補佐人として指名された職員は、その地位に基づき、弁解の機会の前に、被収容者(反則容疑者)との面接、関係書類の閲覧その他の方法(例えば、反則行為の状況や反則行為に至った経緯を知っていると思われる者から事情聴取を行うなど)により、反則容疑者を補佐するために必要な情報を収集したり、反則容疑者が希望する場合には弁解録取書を作成し、懲罰審査会に提出する責務を負う。

また、補佐人は、反則容疑者の懲罰審査会への出頭の有無

にかかわらず、懲罰審査会に出席し、反則容疑者の立場に立
って必要な意見を述べるものとされている。

(同799及び800頁)

弁解を聴取した職員による報告については

被収容者から弁解を聴取した職員(懲罰審査会の委員)は
調査の結果のほか、弁解の内容も踏まえ、懲罰(反則行為に
係る物の国庫帰属処分を含む)を科することの適否及び科す
べき懲罰の内容について協議し、これらの事項についての意
見及び被収容者の弁解の内容を記載した報告書を刑事施設の
長に提出しなければならない。

このように、懲罰に関する意見を提出することとされてい
るのは、懲罰に関する決定ができる限り公正になされるよう
にするためである。刑事施設の長は、通常、報告書における
意見を尊重して、懲罰を科するか否か、科するとした場合、
いかなる内容の懲罰を科するかを決定することとなる。も
とも、必ずしもこれに拘束されるものではなく、その意見と
異なる決定をすることもできるし、また、不十分な点があれば
再度の検討等を命ずることもできる。

(同800及び801頁)

と、それぞれ述べられている。

(イ) そうすると、下記に述べるとおり、本件懲罰を科するにあっ
ての手続きには重大な瑕疵が認められる。

a 懲罰の原因となる事実の要旨の通知に瑕疵があること

2022年3月17日、22日及び23日の午後に行われた本

件懲罰にかかる控訴人の取調べにより作成された供述調書(1)(乙24・8ないし14頁、以下「供述調書」という。)によれば、控訴人は、抗弁して反抗したという本件拒否行為をした事実については認めているところ、そのうえで、同行為は正当な理由に基づいたものであり、したがって、施設遵守事項4の15違反を構成するものではない旨の主張をしていることは、容易に読み取れるといえる。

要するに、本件懲罰にかかる懲罰審査会(以下「本件審査会」という。)において審査・検討すべき点、すなわち争点は、本件拒否行為の正当性の有無である。

そのうえで、同月23日、施設は控訴人に対し、懲罰の原因となる事実の要旨として、懲罰審査会の開催等に関する通知書(甲04及び乙24・15頁)に記載のとおり、本件拒否行為の有無を争点とする旨の通知をした。

しかしながら、前記通知が争点の特定を誤っているのは明らかであるところ、このように誤った争点を特定した同通知では、控訴人が的確に弁解し防御するのはおよそ困難であるといえ、そうすると、同通知は、上記(ア)において述べた「被収容者が、自己が疑いをもたれている反則行為についての的確に弁解するため」という趣旨に反するものといえる。

したがって、前記通知には、懲罰審査会の制度そのものを没却させかねない重大な瑕疵があるといえる。

b 補佐人の補佐に瑕疵があること

上記aにおいて述べたとおり、本件審査会における争点は、本件拒否行為の正当性の有無である。

しかしながら、本件審査会において控訴人の補佐人に指名された菅原看守長は、上記(ア)において述べた趣旨にしたがい、反証のために必要な証拠収集を行う法律上の義務を負っているところ

ろ、面接において控訴人が同菅原に対してした、調査に付された経緯の説明及び供述調書の内容からすれば、控訴人が本件審査会において弁解するに際し、控訴人の診療録の閲覧や医務課職員及び施設医師らに対して事情聴取などを行うことが、極めて強力な防御方法となるのは明らかであるにもかかわらず、これを懈怠した。

そうすると、同菅原の前記不作為は、明確な補佐の不尽といえ、その趣旨に反するものであり、したがって、同補佐には重大な瑕疵があるといえる。

c 弁解を聴取した職員による報告に瑕疵があること

2022年3月24日、控訴人の弁解を聴取した職員、すなわち、本件審査会の議長に指名された施設処遇部長である多田矯正長並びに同会の委員に指名された同処遇次席である荒木矯正副長、同分類統括である吉田看守長、同2区長である武田看守長、同軽部及び警備主任である副看守長らは、刑収法155条2項及びこれに基づく被収容者の懲罰に関する訓令(乙6)9条5項の規定にしたがって、施設長に対し、別記様式第8号から第10号までによる懲罰表等(乙24・1ないし3頁、以下「本件懲罰表」という。)を提出し、その聴取した内容等を報告した。(以下「本件報告」という。)

しかしながら、本件審査会は、上記日において述べたとおり、明らかに争点が誤っているところ、控訴人の求釈明を含む弁解を受けたにもかかわらず、同誤りについて、同会の前記委員らの誰からも適切な釈明がなされることがないまま、本件拒否行為の正当性の有無という真の争点について、一切審査・検討されることなく、本件拒否行為の有無という争いのない事実を認定することになった。

すなわち、本件審査会には、控訴人に懲罰を科するうえで認定

すべき事実にかかる審査・検討について、極めて重大な不届が認められるといえるから、よって、同会は不十分であったといえる。

そうすると、前記不十分な本件審査会に基づく本件報告は、当然に不十分であり、上記(ア)において述べた「懲罰に関する決定ができる限り公正になされるようにするため」という趣旨に反するといえ、したがって、同報告には極めて重大な瑕疵があるといえる。

(ウ) そのうえで、刑事施設の長は、弁解を聴取した職員による報告に不十分な点があれば、再度の検討等を命ずることができるのであり、上記(ア)において述べた「被収容者の人権が不当に侵害されることのないよう」という刑収法155条の立法趣旨に照らせば、施設長は、本件報告に不十分な点はないか、控訴人の人権が不当に侵害されることのないよう慎重に検討し、不十分な点があれば、再度の検討を命ずるべき職務上の注意義務を負っているものといえる。

以上を踏まえ本件についてみると、施設長である赤間矯正監においては、本件懲罰表を一瞥すれば、本件拒否行為の正当性の有無が本件審査会の争点であり、控訴人に懲罰を科するうえで認定すべき事実であることについて容易に認識し得たといえ、そのうえで、同表に、同行為の正当性の有無にかかる証拠の添付がなく、また、同有無について審査・検討された形跡が一切ないことをもってすれば、本件報告に「不十分な点」があることについて、これも容易に認識可能であったといえる。

しかしながら、2022年3月24日に本件報告を受けた同赤間は、同報告に対して再度の検討を命ずることなく、控訴人に対して10日間の閉居罰を科す決定をした。

そうすると、同赤間の階級が、最上級の矯正監であること及び国内でも屈指の収容者数を誇る大規模刑事施設の長であることな

どを踏まえれば、本件懲罰には極めて重い過失が認められるといえる。

そして、本件審査会を構成する議長及び委員は、上記(イ)のとおり6名全員が幹部職員であり、同人らは刑収法の専門家集団であるところ、同会における争点が明らかに誤っていることについて誰からも釈明がされなかったのは、同会は、控訴人については科罰とする前提に基づいた結論ありきのものであったという他なく、したがって、本件報告には故意が認められる。

また、本件懲罰及びその手続きについては刑収法150条及び155条、他方、本件措置については同法77条1項が、それぞれその要件等について規定しているから、すなわち、それぞれの執行にかかる注意義務の程度等を同列に評価することはできず、個別具体的に検討する必要がある。よって、本件措置に対する過失の程度の評価を、そのまま本件懲罰にも適用することはできない。

イ 閉居罰が及ぼす受刑者の自由に対する制約の程度にかかる考慮が不十分であること

原判決は、本件懲罰たる閉居罰が及ぼす受刑者の自由に対する制約の程度について、「自弁の物品の使用や書籍の閲覧等の停止等を内容とするものであり、受刑者の自由に対する制約が相応に大きいものである」と述べ、これらを前提として慰謝料の算定を行った。

しかしながら、こうした前提は誤りである。

(ア) まず、原判決は、閉居罰がいかなる罰であるかについて、刑収法152条を参照したうえで(原判決46頁)、その制約の程度が相応に大きいと評価した。

しかしながら、閉居罰の実情とこれが及ぼす自由に対する制約

の程度といった慰謝料の算定に必要な事情について、当該法律の条文のみから、その一切を読み取ることはできない。

閉居罰の内容は、刑収法152条が規定しているところ、その趣旨については

1 閉居罰の趣旨

閉居罰は、他の被収容者を含む他者との接触を絶った厳格な隔離の下で、原則として昼夜居室内において起居させ、自己の犯した反則行為について反省を促すために謹慎させることを内容とするものである。閉居罰の内容は、ア・プリアリに決まっているのではなく、本条の規定によって、その内容が決まってくるのであるが、本条は、閉居罰について、そうした謹慎のための懲罰として、行動制限など、その内容を定めている。

(林・刑収法778頁)

と述べられている。

そのうえで、施設における閉居罰の運用にかかる実情は、要旨「1日のうち約8時間にわたり、安座または正座の姿勢で背筋を伸ばし、顔は正面を向き、視線はやや下を直視または黙想(施設職員は、口頭で具体的に、居室扉に貼り付けてあるカレンダーの西暦表示部を凝視し続けるよう指示している。なお、同指示は、控訴人がカメラ室に收容されていたことから録音されている。)」、両手の指は自然に伸ばし、手は大腿部の上に置き、壁に寄り掛かったり、脚を投げ出すことはしない、などと強制しているところ、これら姿勢と異なる姿勢をとった場合、例えば顔や頭を掻いたり、固まった膝を伸ばしたり、目線を動かしたりした場合には、それが一瞬であっても、職員が現認すると、極めて語気荒く「受罰姿勢をとれ!」、「お前ら懲役はそんなこともできないのか!」、「指

示違反で調査にするぞ！」などと、居室棟のフロアに響きわたる声量で、厳しく生活指導を受ける、などというものである。

そして、閉居罰は、入浴についても厳しい制限をしている。

入浴は、刑収法59条が規定しているところ、その趣旨については

入浴は被収容者の心身の健康を保持する上で必要かつ有益であることから、本条は、被収容者に対して入浴する権利を保障する面があるが、他方、刑事施設内における衛生を保持するためには被収容者の意思に反しても入浴させることが必要な場合もあり、被収容者に入浴を義務付ける根拠規定としての性格も有する。法57条のように「運動を行う機会を与えなければならない」とはせず、「入浴を行わせる」と規定されているのはそのためである。

(同228頁)

刑事施設における保健衛生上適切な入浴については

被収容者の健康保持及び刑事施設の衛生の保持を図るために適切な入浴を意味するのであり、具体的には、適切な入浴回数・入浴時間を確保すること、衛生的な入浴環境を整えることなどが要請される。したがって、極めて少ない入浴回数や極めて短い入浴時間を指定した場合や、風呂湯の入替えを適切に行わないような場合には、たとえ入浴を実施したとしても、この法律の趣旨にもとる不十分なものといわざるを得ない。

(同229頁)

入浴の回数については

収容の開始後速やかに、及び1週間に2回以上(閉居罰を科されている被収容者については、1週間に1回以上)入浴を行わせるものとされている。監獄法施行規則105条では6月から9月までは5日ごとに1回、10月から5月までは7日ごとに1回を下回ってはならない旨規定されていたものであり、最低限保障される入浴回数の増加が図られている。(同229頁)

と、それぞれ述べられている。

(イ) 以上からも明らかであるように、入浴は「被収容者の心身の健康を保持する上で必要かつ有益である、(傍点は引用者)から、すなわち、被収容者にとって極めて重要な権利である。

そのうえで、施行規則25条1項は、入浴の回数について「閉居罰を科されている者については、1週間に1回以上」と定め、閉居罰を科されることによって、その回数は、通常保障されている「1週間に2回以上」から、50パーセント減じられ、制限されるとしている。

さらに、前記制限に加え、施設は実際の運用において「入浴該当日ごとに「清拭」、「入浴」を交互に行う」と定めているから、事実上、施設においては閉居罰を科されることによって、入浴の回数は「2週間に1回以上」と、通常の下限值から75パーセント減じられているのであり、これは、法改正により入浴回数の増加が図られる前の監獄法時代の下限值より低く、極めて厳しい制限であるといえる。

なお、清拭について、その要領が「支給された湯(容量が8リットルのバケツ8分目程度のぬるま湯1杯)を使い、タオルで体を拭くこと。上半身は、裸体となることを認めるが、下半身については、ズボンの紐を緩め、下着の中にタオルを入れて清拭する

こと。時間は10分間とする。その際、石けんは使用しないこと。また洗髪もしないこと。」(清拭に使用したタオルについて、前記支給された湯量の範囲で洗わなければならない(石けん使用不可)、食前の手洗いや洗顔後にも使用するものであるところ、隔週1回程度実施されるタオル洗濯時に、その旨申出て洗濯を行うしかなく、同機会以外でタオルを洗うことはできない(施設遵守事項7の36「不正洗濯等」)のであり、これに違反すれば懲罰の対象となる。なお、定められた洗濯の他に、職員の許可を得て居室内の水道で衣類等を洗う余地はあるものの、これは「つまみ洗い」と称され、血や汚物などが衣類等に付着した際に限り、前記定期の洗濯を申出る前作業として、当該部分に限って石けん等を使用せず水のみで指でつまみ洗うものであり、タオルを洗ったり、濯ぐことはできない。)といったものであることからすれば、刑事施設における保健衛生上適切な入浴の趣旨に照らし、清拭を入浴の代替措置として認めることはできない。

(ウ) 以上を踏まえると、1日のうち約8時間にわたり背筋を伸ばし続け、手指を動かさず、また膝を伸ばすことなく安座または正座の姿勢を維持することは、自由に対する制約として苛烈を極めるという他なく、視線に至っては、どこに向いているかなど内心の問題であり、他人が的確に認知し得るものではなく、恣意的な指摘が可能であるから、斜視という疾患の存在をかんがみても、本来他人に対して強制することが可能な性質のものとはいえないところ、閉居罰を科するということが、事実上、こうした苛烈な制約であることは、刑収法152条の条文から読み取ることはできず、これは入浴の制限についても同様のことがいえる。

ウ 本件懲罰が及ぼす事実上の不利益の存在について考慮した形跡が認められないこと

原判決は、本件懲罰が影響を及ぼした期間が10日間であることを前提として慰謝料の算定を行った。

しかしながら、こうした前提は誤りである。

(ア) まず、刑収法88条は制限の緩和について規定しているところ、その趣旨については

多数の被収容者が共同生活を営む刑事施設は、規律及び秩序が適正に維持されなければならず、そのために、被収容者の生活及び行動の自由は、合理的な範囲で制限を加えられることとなる。特に、受刑者については、有罪の確定判決に基づき刑の執行を受ける地位にあることから、制裁としての趣旨も含め、他の被収容者に比べて、その制限の程度は強度なものとなる。

ところで、規律及び秩序を維持するための生活及び行動に対する制限は、個々の受刑者によっては、必ずしも、強度なものである必要はない(例えば、物品を不正に隠匿したり、逃走するおそれ小さいと認められる受刑者もいる)。もっとも、それを厳密に見極めることは容易ではなく、規律及び秩序を維持するための生活及び行動の制限は、基本的に均質化したものとせざるを得ないが、一方で、すべての受刑者について、一律に同程度、生活及び行動の自由を制限するのであれば、受刑者から自発的・自律的に行動する機会やその意欲さえ奪うこととなる。受刑者を改善更生・社会復帰させるためには、何よりも、受刑者自身が自発的にその意欲をもつことが重要であるが、刑事施設における生活及び行動について、強度の制限を課し続けると、その意欲の醸成を阻害しかねないのである。

そこで、本条は、受刑者の自発性及び自律性を涵養するた

め、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成という受刑者処遇の目的を達成する見込みが高まるに従い、刑事施設の規律及び秩序を維持するための受刑者の生活及び行動に対する制限を順次緩和することとしたものである。
(林・刑収法423及び424頁)

制限の緩和のための区分指定にかかる評価項目については

制限区分は、法30条の目的を達成する見込みに応じて指定、変更されるが、その見込みが高い順に、第1～第4種の区分に指定される。その見込みは、①犯罪の責任の自覚及び悔悟の情並びに改善更生の意欲の程度、②勤労意欲の程度並びに職業上有用な知識及び技能の習得状況、③社会生活に適応するために必要な知識及び生活態度の習得状況、④受刑中の生活態度の状況、⑤心身の健康状態、⑥社会生活の基礎となる学力の有無を総合的に評価して判断するものとされている。

(同426頁)

と、それぞれ述べられている。

以上によれば、制限の緩和とは、有罪の確定判決に基づき刑の執行を受けることを原因として受刑者の権利利益に対し課されている様々な制限の緩和であるといえ、すなわち、受刑者に対して権利利益を付与することであるといえる。

また、制限区分の指定にあたっては、受刑中の生活態度の状況が評価項目の一つとして考慮されること、懲罰を科されたことの有無という事情が同項目に含まれるのはいうまでもない。

(イ) 次に、刑収法89条は優遇措置について規定しているところ、

その趣旨、枠組み、改正経緯及び評価基準等については、原審において述べたとおりである。(準備書面(02)18及び19頁同(05)55ないし63頁並びに同(08)40及び41頁)

(ウ) 又17、刑収法171条は受刑者の釈放について規定しているところ、釈放の定義については

「釈放」とは、(刑事収容施設(労役場・監置場を含む)に)拘禁されている者の拘禁を(適法に)解くことである。拘禁からの解放であるが、物理的な意味での拘禁状態からの解放ではなく、法的な意味での拘禁状態からの解放であり、釈放されれば、被收容者(又は労役場留置者・監置場留置者、被留置者・海上保安被留置者)ではなくなる。

(中略)

このように、釈放は、法的な意味での拘禁状態からの解放であって、物理的な意味での解放ではないが、逆に、釈放されれば、被收容者ではなくなり、現実的・物理的に解放される。

(林・刑収法890頁)

と述べられている。

さらに、刑法28条及び更生保護法39条1項は仮釈放について規定しているところ、そのうえで、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則18条は、仮釈放等の審理における調査事項について「仮釈放等を許すか否かに関する審理は、次に掲げる事項を調査して行うものとする。」としたうえで、同条5号において「矯正施設における処遇の経過及び審理対象者の生活態度」と規定し、また、同規則28条は仮釈放許可の基準について「悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがなく、かつ、保護観察に付することが改善

更生のために相当であると認めるとき」と規定している。

以上によれば、仮釈放とは、拘禁を原因として受刑者の権利利益に対し課されている制限からの解放であるといえ、すなわち、受刑者に対して権利利益を付与することであるといえる。

また、仮釈放の決定にあたっては、審理対象者の生活態度が評価項目の一つとして考慮されるどころ、懲罰を科されたことの有無という事情が同項目に含まれるのはいうまでもない。

(エ) ところで、原判決は「懲罰を受けたことにより直ちに特定の優遇区分を指定するものとはされておらず、その指定は複数の評価項目の総合判断によるものとされ、懲罰を科されたことは不利な事情の一つとされているにすぎない。そうすると、懲罰の後の優遇区分の指定の判断において不利な事情として考慮され得るといふ不利益は、事実上の不利益にとどまるというべきである。」(原判決46及び47頁)と述べ、とりわけ期間を定めて科される懲罰は、その執行の終了をもって不服を申立てる(取消)を求める利益は消滅するとした反面、同懲罰が事実上の不利益を及ぼすことについては認めている。

原判決が示すこうした判旨に照らすと、受刑者の権利利益の与奪を行うにあたり、懲罰を科されたことが、同与奪にかかる判断において不利な事情の一つとして考慮され得る場合、当該受刑者に対して同懲罰は事実上の不利益を及ぼしたということが出来るものと解するのが妥当なところである。

(オ) 以上を踏まえ本件についてみると、控訴人は、制限区分指定、優遇区分指定及び仮釈放の決定にかかるそれぞれの判断において、本件懲罰を科されたことが不利な事情の一つとして考慮されたものといえる。

すなわち、控訴人は、本件懲罰を科されたことにより、事実

上の不利益を被ったものと認められる。

そして、その期間は、制限区分指定及び仮釈放の決定については、本件懲罰が執行された2022年3月25日から原判決の言渡しがあつた2025年5月14日、優遇区分指定については、2022年4月1日から2024年9月30日である。

しかしながら、原判決を精査しても、本件懲罰が控訴人に対して及ぼした前記各事実上の不利益の存在について考慮した形跡は一切認められない。

エ まとめ

上記アないしウにおいて述べた事情を考慮しなかつた原判決の慰謝料の算定には、その検討に不十分な点があるといわざるを得ない。

さらに、憲法によって保障された身体及び自由などの極めて重要な人格権という控訴人の権利利益が、約3年以上という相当長期間にわたつて継続的に侵害されていたことを考慮すると、本件懲罰に対する慰謝料は100万円を下らない。

3 争点3について

(1) 本件判決は国賠法上違法であること

ア 本件判決は本件懲罰について執行停止の措置を執らなかつたという点で国賠法上違法であること

(ア) まず、行政法上においていう執行停止とは、行政処分に対し、行政上の不服申立てや取消訴訟等が提起されても、その執行は停止されないのが原則であり(行政不服審査法25条1項、行政事件訴訟法25条1項、以下「行審法」及び「行訴法」という。)これが貫かれると、不服申立てや提訴後に既成事実が積み重なり、事後的に判決や裁判で処分が取消されても、当事者の権利利益の実効的な救済を期し難い場合があるから、争訟等の係属中、当事者の利益を保全するため、審査庁または裁判所は、一定の要件のもと、処分の執行、手続の続行または処分の効力を停止することができ(行審法25条2及び3項、61条、66条1項、行訴法25条2項)、または停止しなければならない(行審法25条4項、61条、66条1項)という制度である。

そのうえで、刑収法157条が規定する審査の申請における執行停止の措置(以下、刑収法上における執行停止についていう場合は、とりわけ「執行停止の措置」という。)にかかる規定については、行審法25条の規定を刑収法159条において準用しているところ、とりわけ執行停止の申立てについて規定する行審法25条2項は、「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのを「職権で」と読み替えるものとし、審査の申請については執行停止の申立権を認めず、職権による執行停止だけと定めている。

こうした行審法25条2項の準用にかかる読み替えの趣旨については

執行停止の申立権を認めるということは、その申立てがあった場合に、審査庁は、執行停止をするかどうかを決定しな

ければならないということであるが、審査の申請について、
そうした決定をするための手続を設けるとすると、その分、
本案の裁決が全体的に遅延しかねないこと、その裁決が迅速
になされるのであれば、執行停止を求める手続的権利を認め
るべき必要性は相対的に小さくなることを考慮し、この法律
は、本案につき、職権調査主義がとられ、執行停止について
も、必要があるときは、審査庁の職権でその措置が執られる
ことで、被收容者の権利利益の救済の実効性が確保されると
想定し、審査の申請人に執行停止の申立権を認めていないの
である。なお、職権により執行停止をすることができるとさ
れているのは、審査庁（矯正管区の長）が、処分庁（刑事施
設の長）の上級行政庁であり、処分庁の監督機関として、処
分庁の措置について権限と責任を有しているからである。

本条で準用する行審法34条2項（注…改正後の25条2
項）により、審査庁は、処分の効力、処分の執行又は手続の
続行について、その全部又は一部の停止の措置を執ることが
できるほか、「その他の措置」を執ることもできるものとさ
れている。「その他の措置」とは、審査の申請の対象である
措置に代わる措置を執ることにより、処分の効力や執行の停
止と同じ効果を生じさせるための措置（例えば、閉居罰に代
えて、書籍等の閲覧の停止の懲罰を科するなど）である。こ
うした別の措置を執ることができるとされているのも、審査
庁が処分庁の上級行政庁であるからである。

（林・刑収法831及び832頁、注釈は引用者）

と述べられている。

（イ）そして、行審法25条2項に基づく執行停止の申立てに対する
執行停止をしない旨の決定は、取消訴訟の対象となる行政処分に

あたる(東京地判平28・11・29判タ1445・189、重判平29行政2)、すなわち、同申立てに対する決定の当否が、基本事件の審査請求に独立して法定抗告訴訟の審理対象と認められていることに照らすと、同申立てについては、行審法上の審査請求の申立てに独立した申立ての制度であるといえる。

他方、執行停止の措置は、上記(ア)のとおり職権のみに基づいて行われ得るものであり、また、同措置を執るか否かにかかる決定について、その結果を審査の申請人に対して告知する規定が設けられていないのであるから、同決定の当否は、少なくとも独立して審理することは想定していないといえ、そして、審査の申請書を受領したことについて(報告)(乙26)なる文書は、その体裁及び内容からして、刑収法157条が規定する審査の申請の手續きにかかる文書と思料されること、同決定及びその理由付記が同文書内に併記されていることなどの事情を踏まえると、同決定を、とりわけ独立した行政処分と認めることはできず、したがって、執行停止の措置という制度は、刑収法157条が規定する審査の申請と一体不可分な制度であるといえるから、当然、同じ関係法令の規定の適用を受けるものと解するのが相当である。(乙26は、個人情報保護に関する法律124条1項の規定により、開示請求の規定が適用除外とされており、また、審査の申請人に提示することを想定した文書ではなく、同申請人たる控訴人は、被控訴人が書証等として提出するなどしない限り、その存在自体認知することはないから、したがって、本件裁決に対し法定抗告訴訟または国賠請求訴訟を提起しない限り、執行停止の措置を執るか否かにかかる決定の当否は審理され得ない。)

そうすると、執行停止の措置について、これをしない旨の決定が違法である場合は、刑収法161条が規定する同措置の基本事件たる審査の申請に対する裁決に違法があるというべきである。

(ウ) 以上を踏まえ、本件審査の申請に対し、2022年3月29日付で裁判所がした、本件懲罰の執行について停止しない旨の決定(以下「本件決定」という。)の当否について、次のとおり検討する。

8 執行停止の措置にかかる規定等について

執行停止の措置は、行審法25条4及び5項の規定を準用していないところ、その趣旨については

これらの規定が審査請求人による執行停止の申立てがあった場合の規定であるためであり、審査の申請についてどのような場合に執行停止をすべきかは、これらの規定が参考になる。すなわち、執行停止の必要性は、執行停止をしないことにより生ずる損害の性質・程度、損害の回復の困難の程度を考慮するとともに、他方、執行停止をすることによる影響(刑事施設の規律及び秩序の維持などに支障を生ずるおそれ)の程度、本案について理由があるか否か(少なくとも、審査の申請に理由がないことが明らかである場合には、執行停止の必要性は認められない)も踏まえて判断することとなると考えられる(上記通達「被収容者の不服申立てに関する訓令の運用について」5項参照)(注…乙9)。

(林・刑収法831頁、注釈は引用者)

と述べられている。

そして、執行停止の措置を執るべき場合の要件について、具体的に「審査の申請の対象となった措置の全部又は一部につき取消し、変更又は事実行為の撤廃が相当であるとの裁判が見込まれるとき。」(乙9の5(1))、「審査の申請に相当程度の理由があり、かつ、当該措置の執行を停止したとしても、規律及び秩序

の維持上、処遇上及び管理運営上の支障が生ずるおそれがないと認めるとき。」「(同(2))及び「審査の申請にある程度理由があり、かつ、当該措置を続行することにより申請人に回復の困難な損害が生ずるおそれがあるとき。」「(同(3))と規定している。

そうすると、裁決庁には、前記規定に基づき、執行停止の措置を執るか否かについて審理・検討をし、いずれかの要件を充たす場合には直ちに同措置を執り、そのうえで本案にかかる裁決をすべき法律上の義務があるといえる。

b 審査の申請にかかる調査の規定について

刑収法160条は、審査の申請にかかる調査について規定しているところ、その趣旨については

本条は、審査の申請に関する、矯正管区の長の職権調査について規定するとともに、その調査のための矯正管区の長の資料収集の権限について規定している。

(林・刑収法835頁)

職権調査主義については

この法律による審査の申請においては、いわば純然たる職権調査主義がとられている。すなわち、矯正管区の長は、申請人の主張の有無の如何にかかわらず、審査の申請の対象とされた措置の適法・違法及び当・不当に関わる事実について、必要な資料を収集して、調査を尽くさなければならず、審理は、そうして収集した資料に基づいて行われることとなる。また、申請人には、証拠調べの申立権や証拠の提出権はなく、反論書の提出や口頭での意見陳述も想定されていない。

(中略)

審査の申請の制度は、被収容者の権利利益の救済を図ることを目的とするものであるから、一般的には、申請人に主張・立証を行う手続的権利を認めることを考慮すべき理由があるといえようが、この法律は、矯正管区の長による職権調査により十分な審理が行われることを期待し、それによって、簡易迅速な処理がなされることを重視しているということができる。

(同836及び837頁)

資料収集の権限については

本条2項前段による調査権限は、矯正管区の長による、刑事施設の長に対するもので、報告、資料その他の物件の提出を命じる権限である。矯正管区は、刑事施設の上級庁であるため、命令権として規定されているのであって、刑事施設の長は、命令に応じて、報告や物件の提出を行う義務がある。矯正管区の長は、提出された物件を留め置くこともできる。審査の申請の審理は、通常、これによりなされた報告や提出された物件を中心的な判断資料として行われることとなる。

本条2項後段による調査権限は、矯正管区の長が指名する者に行わせるもので、広く、審査の申請人その他の関係者に対し、質問し、物件の提出を求めて提出された物件を留め置くこと、検証を行うことを内容としている。「(矯正管区の長が)指名する職員をして、行わせる」というのは、矯正管区の長の審査庁としての権限の一部を、指名する職員に委任し、その職員の名で行わせるということである。質問をし、物件の提出を求める相手方である「関係者」には、刑事施設の長やその職員も含まれる。刑事施設の長としての報告や資料な

どの提出は、矯正管区の長の権限で命じることが想定されているが、指名する職員に、刑事施設の長に対し質問をさせたり、刑事施設の長やその職員に対し刑事施設の長が保管している物件の提出を求めさせることもできないわけではない。提出を命じ、又は求める対象は、本条2項後段においては「物件」と規定されているのに対し、前段においては、「資料その他の物件」と規定され、「資料」が例示されているのも、刑事施設の職員がその職務上作成した記録などの資料の提出は、矯正管区の長の権限で命じることが想定されているからであるが、後段により提出を求める対象は、前段より制限されているわけでもない。

(同837及び838頁)

とそれぞれ述べられている。

そうすると、裁決庁には、前記規定に基づき、執行停止の措置を執るか否かを含め、審査の申請について審理・検討をするにあたって、必要な資料を収集して調査を尽くすべき法律上の義務があるといえる。

c 本件決定を含む本件裁決の経緯について

2022年3月29日、裁決庁は、本件審査の申請において、控訴人が作成した審査申請書(乙25)を受領し、同申請書に記載された審査の申請の理由(同2枚目)を審理・検討した結果、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第159条の規定により、準用される行政不服審査法第25条2項の規定による、処分の執行の全部又は一部の停止その他の措置をするべき場合に該当しない」ことを理由に「執行停止不要と思料」とし、同日付で本件決定をした(乙26)。

そして、同年5月11日、「本件懲罰の執行は既に終了してお

り、不服を申し立てる法律上の利益が存在しない不合法的なものである」ことを理由に、本件裁決をした。(乙29)

他方、原判決は、控訴人の主張(原判決6ないし9頁)を受け、これに対する被控訴人の反論及び被控訴人が提出した証拠(乙1ないし4、12、13、15、17ないし25、28及び97)に基づき事実認定を行ったうえで(原判決28ないし44頁)、
「本件拒否行為には正当な理由があったと認められるから、本件センター長が、本件拒否行為が正当な理由のない「抗弁、又は「反抗」に当たるとして本件遵守事項等の第4の15違反に該当すると評価したことは、合理的根拠を欠いたものといえる。そして、それにもかかわらず、懲罰の種類の中で最も重い閉居罰を原告に科すことは、社会通念に照らし、著しく合理性を欠くといわざるを得ない。」(同45頁)ことを理由に「本件懲罰は、本件センター長の裁量権の範囲を逸脱したものであり、原告に対し職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然とされたものというべきであるから、国賠法上、違法である。」(同46頁)との結論を導いた。

d 小括

控訴人は、本件審査の申請の理由において、本件懲罰に至った経緯を記載のうえ、要旨「本件拒否行為には正当な理由が認められるため、本件懲罰は違法である」という主張をしているところ、これは、原審における控訴人の「本件懲罰は国賠法上違法である」とした請求にかかる主張と同旨である、すなわち、本件審査の申請における控訴人の主張についても理由があるものといえる。

そうすると、本件懲罰については、「全部又は一部につき取消し、変更又は事実行為の撤廃が相当であるとの裁決が見込まれる」といえ、少なくとも「相当程度の理由」がある、または「ある程度の理由」があると認めるのが相当である。

そして、本件懲罰の執行を停止したことで、規律及び秩序の維持上、処遇上及び管理運営上の支障が生ずることをうかがわせるといえるだけの具体的・合理的な事情は一切認められない。

また、閉居罰は懲罰の種類の中で最も重く、受刑者に対する自由の制約が相応に大きいのであり、その実情及び具体的な態様が上記2(1)イにおいて述べたとおりであることに照らすと、金銭賠償のみによってその損害を甘受させることは社会通念上著しく不相当といえる。

目的論に照らし解したとしても、執行停止の措置は、刑収法151条が規定する各懲罰について、すべてをその措置の対象としているのであるから、その中でも最も重い処分たる閉居罰について、回復の困難な損害と認められないことを理由に同措置を執らない判断も許容され得ると解するのは、同措置の趣旨を没却するものというほかなく、したがって、本件懲罰について、回復の困難な損害の要件該当性の有無を検討する余地はない。

以上によれば、2022年3月29日の時点において、裁決庁には、上記8における規定にしたがい、本件懲罰について執行停止の措置を執るべき法律上の義務があったといえる。

(エ) そのうえで、原判決が事実認定を行うにあたって採用した証拠についてみると、①乙1ないし4は市販されている書籍、②乙12、13、15、18ないし24及び97は施設が保管している物件、③乙17は施設第45工場担当職員であったF看守部長が作成した報告書、④乙25は裁決庁が保管する物件、そして⑤乙28は裁決庁が実施した調査により収集した同赤間作成の報告書であるところ、⑤はもとより、①ないし④についても裁決庁の調査権限によって迅速かつ容易に収集可能であったといえ、すなわち、裁決庁が上記(ウ) bにおける義務にしたがって調査を尽くしていれば、①ないし④について遅くとも2022年3月31

日には、⑤と同様に収集可能であったといえるから、したがって、本件審査の申請は、原審における本件懲罰の違法性にかかる請求と、その主張のみならず、証拠についても共通し得たものと認められる。

そうすると、同年3月29日の時点において、本件懲罰の執行が停止されていれば、同月31日には、「本件懲罰につき不服を申し立てる利益」は存在しているのであるから、裁判庁は、本件審査の申請の理由及び前記①ないし⑤の各証拠資料等物件に基づいて、本件懲罰を取消す判決をし得たものと強く推認可能である。

したがって、本件決定において、その要否について具体的にどのような検討がなされたかは判然としないところ、少なくとも、十分に検討が尽くされたことをうかがわせる事情は一切認められず、よって同決定は、控訴人に対し職務上尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然となされたものといえ、そのうえで、同決定が本件審査の申請にかかる適切な判決を不能にせしめているのは明らかであり、同決定が違法である場合は、本件判決が違法であるというべきであるから、すなわち、本件判決には重大な瑕疵が認められるといえ、国賠法上違法であるとの結論になる。

なお、控訴人は、原審から一貫して述べる通り、少なくとも2022年9月30日までは、本件懲罰につき不服申立て及び取消しを求める法律上の利益は消滅しないと主張するものであるところ、そのうえで、仮に原判決のいうように、閉居罰を含めた期間を定めて科される懲罰については、その執行が終了することにより同利益は消滅する性質のものでありながら、事後的に判決や判決により処分は取消され得ないが、事実上の不利益は及ぼし続け得るものであるとするなら、懲罰の種類の中で最も重い閉居罰を科するにあたっては、執行停止の措置を執るか否かについてはその趣旨にしたがい、とりわけ慎重に十分な検討を尽くす必要性が高いといえることを付言する。

イ まとめ

上記アのとおり、本件決定には、本件裁決の結果を左右する看過し難い重大な瑕疵が認められるから、したがって、同決定と一体不可分な関係を成す同裁決は、控訴人に対し職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然とされたものというべきであるから、国賠法上違法である。

これに反する原判決には理由がなく、直ちに取消されるべきである。

そして、本件裁決は国賠法上違法であるところ、審査の申請が被收容者の権利利益を簡易・迅速かつ適切に保護するうえで、極めて重要な唯一の救済制度であることを踏まえると、本件裁決によって控訴人が被った精神的損害にかかる慰謝料は10万円を下らない。

4 争点4について

(1) 処遇アないし工は国賠法上違法であること

処遇アないし工が国賠法上違法である理由は、原審において主張したとおりである。

刑収法56条は、被收容者が、社会一般の医療水準に照らし同等の医療を受けることができる権利を保障している。

そのうえで、処遇アないし工は、適切に安全衛生が保たれた環境においてAMLに対する化学療法を受けるという点で、社会一般の医療水準に照らし同等とはいえない。

前記のとおり不適切な環境のもとで、落命するおそれ十分に認められる治療を受けることによって、金銭賠償を要するほどの精神的損害を生じるといえる。

これに反する原判決には理由がなく、直ちに取消されるべきである。

そして、処遇アないし工は、国賠法上違法であるところ、いずれも当該患者への対応として誤りであることは、当該治療を行うにあたって常識の範中といえ、ともすれば、同人の命にかかわる事態を生じさせかねないものであり、とりわけ処遇工については、原判決が述べる通り「適切な行為とはいえないもの」であるから、こうした事情を踏まえると、処遇アないし工によって控訴人が被った精神的損害にかかる慰謝料は、それぞれ1万円を下らない。

5 争点5について

(1) 処遇才は国賠法上違法であること

ア 原判決の要旨

原判決は、要旨「控訴人は治療に専念し安静にすべき立場であり、本件出願に必要性・緊急性が認められず、緊急の必要性が認められない場合にまで控訴人の私物バッグを開披して同人の私物を取り出すことはしないとの取扱いをすることには合理性が認められる」とを理由に「本件閲覧不許可処分^の違法性は認められない」との結論を導いた。(原判決53ないし55頁)

イ 原判決には理由がないこと

(ア) 裁量基準が合理性を欠くこと

刑収法48条1項に照らすと、施設が定める「外部医療機関に入院中の被収容者については、官給品を使用させる取扱いとして、原則として、自弁書籍等を含めた自弁物品の使用は認めない」旨の基準は(原判決54頁)、専ら裁量のために設けられた基準といえる。

そのうえで、施設は、前基準にしたがって本件閲覧不許可処分をしたものと認められるところ、原判決は、「確かに、前橋病院の病室が3冊の書籍を置くことができないほど狭小とは考えにくく、本件センター長が本件出願を認めないとする理由の中には相当性に疑問のあるものもないとはいえない」と述べている。(同54頁)

これは、すなわち、前記裁量基準は、法律が裁量権を与えた趣旨に適合しない合理性を欠くものであるといえる。

(イ) 本件購入書籍の閲覧を制限する理由は認められないこと

施設内の病棟で休養中の受刑者についても、外部医療機関に入院し休養中の場合と同様に、定められた安静時間中は安静にする

ことが義務付けられているが、余暇時間中には自弁書籍の閲覧が認められており、控訴人においても同様の処遇が適用され、実際に病棟で休養中の余暇時間は自弁書籍の閲覧が許可されていたところ、前橋病院に入院中、殊更施設が余暇時間を設けていたことに照らせば、治療に専念し安静にすべき立場であったということは、外部医療機関に入院中の被収容者に対して自弁書籍を閲覧する権利を制限する適法な理由たり得ない。

そして、自弁書籍を閲覧することは、憲法によって保障された重要な権利であり、これを禁止または制限することが許される要件は、関係法令に明文で定められているのであるから（原判決52頁）、これら明文がなく、また読み取ることのできない必要性・緊急性について、同権利を制限するにあたって殊更重視するというのは、同権利を保障する趣旨に反し、極めて不合理である。

また、懲役1月の受刑者に対し、1ヶ月後には釈放されるのであるから自弁書籍の閲覧に必要性・緊急性は認められないことを理由とし、同閲覧を制限することは当然許されず、そうすると、控訴人におけるように、約1ヶ月間にわたり同閲覧を制限するか否かの検討にあたっては、少なくとも、必要性・緊急性の要件を重視することに相当性は認められないといえる。

そのうえで、本件自弁書籍については格別、本件購入書籍は私物バッグ内に保管されていたのであるから、したがって、同書籍の閲覧にあたっては、私物バッグを開披して物品を取り出すという事務負担が生ずることはない。

そもそも、閲覧の許可された訴訟書類作成の参考となる自弁書籍等については、施設の指示に基づき、入院前に控訴人が私物バッグ等の保管設備から取り出し、施設が予め貸与したキャリーケース及び買物かごなどの、外部医療機関において私物を保管する設備に収納しているから、すなわち、本件自弁書籍についても、同様の処理を行うことで、前記事務負担が生ずることはない。

そうすると、少なくとも本件購入書籍についていえば、閲覧を禁止または制限し得る適法な理由は認められない。

(ウ)小括

以上を踏まえると、裁量基準にしたがった裁量行為が常に適法ということはできないところ、上記(ア)のとおり、本件閲覧不許可処分は合理性を欠く基準にしたがってなされたものであるから、すなわち合理性を欠く処分であるといえ、また、上記(イ)のとおり、法令の解釈及び事実の認定を誤っているから、原判決には理由がないといえる。

ウ まとめ

上記イのとおり、原判決には理由がないのであるから、本件自弁書籍の閲覧を認めないという施設の処遇は、著しく合理性を欠くものといわざるを得ない。

したがって、処遇方は、施設長の裁量権の範囲を逸脱し、または濫用したものであり、控訴人に対し職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然とされたものというべきであるから、国賠法上違法である。

これに反する原判決には理由がなく、直ちに取消されるべきである。

そして、処遇方は、国賠法上違法であるところ、自弁書籍を閲覧することが憲法によって保障された重要な権利であることを踏まえると、処遇方によって控訴人が被った精神的損害にかかる慰謝料は10万円を下らない。

(2) 処遇方は国賠法上違法であること

処遇方が国賠法上違法である理由は、原審において主張したとおりである。

信書の交付が職員の過失により21日間遅れたことにより、
金銭賠償を要するほどの精神的損害を生ずるといえる。

これに反する原判決には理由がなく、直ちに取消されるべきで
ある。

そして、処遇力は、国賠法上違法であるところ、信書は通常施
設に到達したその日、遅くとも翌日には交付されるものであるこ
と、被収容者に許される限られた外部交通手段であること、そし
てその期間が21日間であることを踏まえると、処遇力によって
控訴人が被った精神的損害にかかる慰謝料は1万円を下らない。

6 争点6について

(1) 処遇キは国賠法上違法であること

処遇キが国賠法上違法である理由は、原審において主張したとおりである。

これに反する原判決には理由がなく、直ちに取消されるべきである。

そして、処遇キは、国賠法上違法であるところ、同処遇によって控訴人が被った精神的損害にかかる慰謝料は3万円を下らない。

7 争点7について

(1) 処遇は国賠法上違法であること

処遇が国賠法上違法である理由は、原審において主張したとおりである。

これに反する原判決には理由がなく、直ちに取消されるべきである。

そして、処遇は、国賠法上違法であるところ、同処遇によって控訴人が被った精神的損害にかかる慰謝料は1万円を下らない。

8 争点8について

(1) 処遇は国賠法上違法であること

ア 原判決の要旨

原判決は、「①令和2年12月17日当時の医師の所見は、感染症の感染防止の観点から温あん法の実施が望ましいというものにすぎなかったこと、②同日当時、原告は急性骨髄性白血病により休養加療中であり、感染症の感染防止につき配慮の要請が大きかった一方、令和3年11月当時は、休養が解除されていたこと、③同月29日から令和4年1月25日までの間において、医師から原告に対して温あん法を実施すること、靴下を二重に着用すること、又は工場出業時及び運動時に手袋を着用することが望ましい旨の所見が示されたことはなかった、ことを理由に「本件センターにおいて、上記期間中に、原告に対して湯たんぽを使用させる、靴下を二重に着用させる、又は工場出業時及び運動時に手袋の着用させる(原文ママ)などの職務上の注意義務があったということとはできない。」との結論を導いた。(原判決60及び61頁)

イ 控訴人の凍瘡発症及び増悪と施設の各処遇には相当因果関係が認められること

上記アにおける原判決の文理に照らすと、その趣旨は「AMLによる休養加療等の理由で感染症の感染防止につき配慮の要請が大きい場合は、凍瘡に対して温あん法等の実施が望ましいといった程度の所見は示し得るところ、他方、休養加療中などではない一般の被収容者については、凍瘡による感染症の感染防止に対する措置を執る必要性は認められず、とりわけ医師から凍瘡の予防に対して執るべき措置について、如何なる所見も示されていないこともかんがみれば、一般的な防寒及び保温等による予防措置を講ずることについても、刑収法56条が規定する必要な保健の措

置の範中にはない」であると解される。

しかしながら、凍瘡とは、一般的にしもやけと称される疾病で、しもやけは、発症することにより独特の痒み、痺れ及び痛みを伴い、症状が進行すると、壊死した皮膚や傷口等を経路とし、休養加療中の者でなくとも感染症に感染するおそれが高くなり（原判決59頁）、また、2022年1月25日における控訴人のように39.3度という高熱を発する（乙97）おそれも否定できないのである。

他方、一般社会においては冷えた手足をお湯で温めたり、手袋を着用し、また靴下を二重に履くなどして防寒・保温し、しもやけの発症及び増悪を予防することは、病院で診察を受けるなどして医師の医学的知見に基づく具体的な所見が示されるのを待つて行う性質の措置とはいえず、また、施設が執ったように、あえてこれら簡易・迅速かつ極めて効果的な予防措置を講じることなく放置し、その発症を待つて、処方薬に頼って治療を行うというのは、感染症に感染するリスク及び治療費の点からしても、一般常識として適切な措置とはいえない。

そして、気温が氷点下に迫る吹き曝しの屋外において、連日、相当な距離を素手の状態で指先を伸ばさせて行進を強いることが（原審において争いのない事実）、しもやけの発症及び増悪の原因になるということについても、正常な判断力を有する通常人であれば、特別な注意を払わずとも容易に予見可能であることなどいうまでもない。

以上を踏まえると、控訴人の凍瘡発症及び増悪と施設の作為・不作為の各処遇には、相当因果関係が認められるといえる。

ウ まとめ

上記イのとおり、控訴人の凍瘡発症及び増悪には相当因果関係が認められるところ、凍瘡は、その疾病独特の痒み、痺れ及び痛

み等を伴うことに加え、ともすれば、皮膚の壊死、感染症または高熱などの深刻な症状を惹起するおそれが十分に認められる疾病であるから、少なくとも、刑収法56条が刑事施設の長に対して要請する「疾病の予防」の疾病にあたるかと解するのが相当であるといえ、したがって、施設には、控訴人の凍瘡の発症及び増悪の予防について、適切な医療上の措置を講じるべき法律上の義務があるといえる。

そうすると、医師から、控訴人の凍瘡の発症及び増悪に対する予防として講じるべき措置について、具体的な所見が示されていなかったことを理由に、湿あん法、靴下の二重着用、屋外での手袋着用及び上記行進強制の中止といった、一般常識の範中というべき各措置を講じなかったことはもとより、医学の専門家たる医師をして、同各措置を講じるべき所見を示さなかったという施設の処遇は、著しく合理性を欠くものといわざるを得ない。

したがって、処遇は、施設長の裁量権の範囲を逸脱し、または濫用したものであり、控訴人に対し職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然とされたものというべきであるから、国賠法上違法である。

これに反する原判決には理由がなく、直ちに取消されるべきである。

そして、処遇は国賠法上違法であるところ、控訴人は凍瘡が両手十指すべてに及んでいること、発赤、腫脹、爪の変色及び39.3度の高熱を伴うなど症状が比較的重度であること、そして、その期間が約3月超と長期にわたることなどを踏まえると、処遇によって控訴人が被った精神的損害にかかる慰謝料は70万円を下らない。

9 争点9について

(1) 処遇は国賠法上違法であること

ア 原判決の要旨

原判決は、控訴人の、要旨「本件事案においていえば、ウェアラブルカメラを使用した監視による当該調査は、カメラ室収容の目的を補完し、そのうえで、被収容者に対するプライバシーの制約による被侵害利益が格段に小さいため、本件カメラ室収容は、必要性・補充性を欠く」という主張について、その具体的な排斥理由を一切示すことなく、「被収容者が刑事施設の職員の個人情報等を入手した場合、当該被収容者が当該個人情報を利用し、当該職員個人を攻撃又は籠絡するなどして、自身の処遇の緩和を図るなどの事態が生じる可能性が認められるから、上記の事態は、刑事施設の規律及び秩序の維持から看過し難いものであった」とことを前提として、「本件センター長が、原告が当該個人情報入手した経緯、当該職員との関係、再度個人情報の漏洩の事態が発生する兆候の有無等について調査するため、継続的かつ緻密に原告の動静を観察して記録し、調査する必要があると判断して、原告をカメラ室に収容したことは、不合理なものとはいえない」との結論を導いた（原判決66及び67頁）。

イ 原判決は前提において理由がないこと

原判決は、①被収容者が刑事施設の職員の個人情報等を入手した場合は、②当該被収容者が当該個人情報を利用し、当該職員個人を攻撃または籠絡するなどして、自身の処遇の緩和を図るなどの事態が生じる可能性があるとして認められるため、③同事態は、刑事施設の規律及び秩序の維持から看過し難いものである、この前提を導いた。

しかしながら、①から②を導ぶ点について、明らかに論理の飛躍があり、一般的・抽象的な評価に基づいた結論ありきの牽強

付会の議論であつて、控訴人の主張する点について、原判決は何ら論理的な根拠を示していない。

原判決における認定事実からも明らかとおおり、控訴人は実母に対し、2022年2月14日付で、懲戒請求書(以下「本件懲戒請求書」という。)の写しを作成するため、同作成及び写しの返送を依頼する旨を記載した通信文に同封し、発信の申請をしたに過ぎない。(原判決63頁)

なお、本件懲戒請求書は、憲法15条によって保障された公務員を罷免する権利を行使するため、同16条が保障する請願権に基づき、請願法2条が規定する事項のみを記載したもので、同3条の規定にしたがい、所管官公署に対して懲戒権の発動を平穩に請願する目的で作成したものである。

その余に、控訴人が当該個人情報を利用して、当該職員個人を攻撃または籠絡するなどして、自身の処遇の緩和を図るなどしたと疑われる具体的な動静の存在及び事情は些かもうかがわれず、また、被控訴人からもそうした主張・立証は一切されていない。

よして、被収容者が職員を攻撃または籠絡するなどして自身の処遇の緩和を図る行為は、いずれも施設遵守事項に明確に反するものであるところ、控訴人が、同行為をした疑いがあることを原因として、刑収法154条が規定する反則行為の調査に付されたことはない。

また、客観的にみれば、控訴人に当該個人情報を提供した疑いが最も高いのが同青柳であるのは明らかであるところ、施設は、同年3月25日における本件懲罰執行の告知について、あえて同青柳に行わせることで、控訴人と接触させた。(乙24・4頁)

そもそも、控訴人は関係法令の規定に忠実にしたが、憲法によって保障された国民固有の権利を適法な手段で行使しようとしたものであると認められるから、これに対し、具体的・合理的な理由がないにもかかわらず、一般的・抽象的に刑事施設の規律

及び秩序の維持に支障を及ぼす可能性があるといえることを藉口
に、牽制的・抑制的にカメラ室に收容するなどして不利益を与え
憲法によつて保障された権利の適法な行使を妨げるなど、決して
許されるものではない。

以上を踏まえると、控訴人には、当該個人情報を利用して、当該
職員個人を攻撃または籠絡するなどして、自身の処遇の緩和を図
るなどしたと疑われる具体的な動静は一切うかがわれなところ。
他方、関係法令の規定に忠実にしたが、適法な手段で職員の違
法行為を通報しているという点をも考慮すると、同年2月14日
の時点において、同人に同企図などの事態が生じる蓋然性は、極
めて低いものと評価できる。

したがって、原判決は前提において理由がないといえる。

ウ 原判決には理由がないこと

(ア) 控訴人の主張するカメラ室收容の目的は、同收容により達成する
ことは不可能であり相当性を欠くこと

カメラ室收容による監視は、居室内における被收容者の動静を
継続的かつ緻密に観察して記録し調査することに限っては適して
いるといえなくもないが、居室外における被收容者については一
切監視することができないという、前記目的に照らし致命的な欠
点を有している。

控訴人は、2022年2月15日以降においても関係法令に
したがって定期的に運動及び入浴、そして、診察、面会等て出室のう
え居室を離れ、施設内の各所へ移動しており、その際には、連行
や立会を行う職員と接触し会話をしているところ、こうした居室
外において職員と接触する際の動静については一切監視されてい
ないため、したがって記録もされていない。

その点、ウェアラブルカメラによる監視は、居室外において職
員と接触する際の動静についても緻密に観察して記録可能であり、

カメラ室収容による監視の欠点を補完するといえるところ、施設は、同年2月15日の時点において、ウェアラブルカメラ及びその使用にかかる規定が整備されていたにもかかわらず(甲79原審において争いのない事実)、その使用目的に適う、要注意者等の特殊被収容者等であり、施設の評価によれば、刑事施設の規律及び秩序を著しく害する行為をなす可能性が認められる被収容者たる控訴人と対応する場面において、同カメラを使用したことは一度もない。

また、施設第4区B棟1階及び同第3区B棟1階の内廊下は、その全体を固定の監視カメラが24時間監視・録画しているため、いつ、どの職員が控訴人の居室を訪れ接触したのか、そして、その際にウェアラブルカメラを装着していたか否かについての的確に判別可能であり、したがって、仮に控訴人と通謀するなどして同人に個人情報をも漏洩している職員が存在していたとしても、誰からも認知されることなく密行的に控訴人と接触することは、カメラ室に収容するまでもなく、物理的に不可能である。

そうすると、被収容者単独でも発生し得る自殺や自傷行為等といった保安事故のおそれがある場合については格別(むしろ、こうした保安事故は、職員の巡回の合間に発生し易いものといえ、とりわけカメラ室収容による監視の必要性・相当性は高いものと評価できる。)、被収容者に対する職員による個人情報の漏洩という本事案に限っていえば、被控訴人の主張するとおり、「当該行為は、一般に密行的に行われることから、これを抑止・摘発して刑事施設の規律及び秩序を適正に回復するためには、当該行為をした疑いがある被収容者と当該行為を受けた疑いがある職員との関係性のみならず、他の被収容者や職員の関与者の有無・程度、再度の当該行為を行おうとする兆候の有無・程度等についても、相当期間にわたり継続的かつ緻密に動静を観察して対処する必要があり、しかも、これを明確な証拠として採証化してお

く必要性が高いといえるから、カメラ室收容による監視、そしてウェアラブルカメラによる監視にかかる各性質に照らせば、同目的を達成するためには、居室の内外にかかわらず、職員が控訴人と対応する場面の動静を緻密に観察して記録することの可能なウェアラブルカメラによる監視の方法が最も適切であることは自明であり、他方、カメラ室收容による監視の方法では、同目的を達成することが物理的に不可能なのはいうまでもない。

したがって、本件カメラ室收容は著しく相当性を欠くものといえる。

(イ)福岡高判令6・1・19「令和5年(ネ)第174号」は本件カメラ室收容が適法であることの裏付けたり得ないこと

刑事施設の長による受刑者の居室の指定に関する判断が国賠法上違法であるというためには、その与えられた裁量権を逸脱し、または濫用したと認められる必要がある(被控訴人が原審において引用(準備書面(7)4頁)した甲70の控訴審である、福岡高判令6・1・19「令和5年(ネ)第174号及び甲69」)。すなわち、刑事施設の長による居室指定が常にまったくの自由裁量であると解することはできない。

そのうえで、まず、控訴人が收容された施設のカメラ室は、窓の半分にパンチメタルがはめ込まれ、廊下側の視察窓の全面に黒いフィルムが貼られ、食器口下部の通風口にルーバー様の鉄板がはめ込まれていることから、通常の単独室に比べ採光量が極めて少なく、また、蛇口の代わりに壁から突き出た不衛生なゴムホースから飲用にも供される水が吐出される構造となっているところ(原審において争いのない事実)、この点については、大分刑務所のカメラ室と構造が異なる(前掲福岡高判令6・1・19)。

そして、前掲福岡高判令6・1・19は、「一審原告により反則行為等が惹起された場合において適切な採証をなせるよう備え

る必要があること、一審原告に対する処遇につき職員職務行為の正当性を明確に記録しておく必要があること、一審原告が心情不安定となり、突発的に保安上不測の事態に及ぶおそれも否定できないこと、を理由に被收容者をカメラ室に收容した事案であり、同人の具体的な動静は、「大分刑務所に收容されてから、本件調査事案を含めて反則行為の調査に7回付され、反則行為を否認したことが本件調査事案を含め少なくとも3回あるほか、大分刑務所職員行為に対する不服申立てや告訴等を繰り返し、不正拭身を反則行為とする本件調査事案において、反則行為とされる行為の直後に、職員の前で洗面台の蛇口から水を出し、布巾を濡らして絞るという、証拠隠滅が疑われる行動をとった。」などというものである。

すなわち、前掲福岡高判令6・1・19におけるカメラ室收容は、本件カメラ室收容と比較し、居室の構造の差から、被收容者に与える拘禁感・圧迫感といった被侵害利益が小さく、また、当該被收容者の動静経緯等に照らせば、職員巡回視察では未然に防ぐことができないような、突発的な保安上不測の事態に及ぶおそれが否定できないこと、そして、本件カメラ室收容でいうウェアラブルカメラのような、目的達成のために合理的で、かつ、被侵害利益の程度が小さい代替措置の存在もうかがえないこと、さらに、音声や自慰行為等が監視・記録されることによる被侵害利益にかかる主張がなされていないことなどからすれば、カメラ室收容の相当性・必要性が相対的に高いと評価する余地も残っているといえなくもないところ、このように両事案は、前提において大きく異なるのであるから、同判示内容については、その判断枠組みを踏襲し得たとしても、結論を単純に引用して本件カメラ室收容の適法性を述べた被控訴人の主張はナンセンスである。

したがって、前掲福岡高判令6・1・19は、本件カメラ室收容が適法であることの裏付けたり得ない。

(ウ)小括

以上を踏まえると、本件カメラ室収容に相当性は認められず、また、本件カメラ室収容が適法であることを裏付ける判例も存在していないといえるから、原判決には理由がないといえる。

エ まとめ

そうすると、上記イのとおり原判決は前提において理由がないところ、被控訴人が主張する本件カメラ室収容の目的を達成するにあたって、唯一その目的を達成できる最も合理的なウェアラブルカメラによる監視という方法を理由なく排斥し、あえて、同目的達成に照らし不完全で、かつ、前者と比較して被収容者に対して及ぼす拘禁感・圧迫感及びプライバシーの制約による被侵害利益が大きいカメラ室収容という措置を執った施設の処遇は、著しく合理性を欠くといわざるを得ない。

したがって、処遇コは、施設長の裁量権の範囲を逸脱し、または濫用したものであり、控訴人に対し職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然とされたものというべきであるから、国賠法上違法である。

これに反する原判決には理由がなく、直ちに取消されるべきである。

そして、処遇コは国賠法上違法であるところ、控訴人がカメラ室収容後に胃の異常、下痢、耳鳴り及び幻聴などを発症し身心に不調を来したこと並びに同収容期間が約4月と長期にわたることなどを踏まえると、処遇コによって控訴人が被った精神的損害にかかる慰謝料は40万円を下らない。

10争点10について

(1) 処遇は国賠法上違法であること

ア 原判決の要旨

原判決は、「本件措置後も、本件センターが原告に対して電池式かみそりの使用を「強要」又は「指示」した旨主張するものの、当該「強要」又は「指示」の具体的な内容については主張立証がない。」ことを理由に「本件措置以降のかみそりに関する措置（処遇）につき、国賠法上、違法とはいえない。」との結論を導いた。（原判決68頁）

イ 控訴人は処遇が国賠法上違法である理由について具体的な内容を主張・立証したこと

(ア) 脅迫、強迫及び強要について

a 脅迫について

脅迫とは、人に恐怖心を生じさせるに足りる害悪を加える旨を、言語、書面または動作によって通告する行為である。

加害の通告は、明確に文書で通知し、または凶器を示すなどの動作である場合のほか、加害の予告と受け取れるような黙示の方法でも足りる。

加害は、通告者本人がするものに限らず、第三者の加害行為の通告であっても、通告者がその者に影響を及ぼす地位にあるときは、脅迫を構成する。

b 強迫について

強迫とは、他人に害悪を示して恐怖（畏怖）心を生じさせ、その人の自由な意思決定を妨げる行為である。

害悪の告知自体が、法律または公序良俗に反する場合は明らかに違法性があるが、そうでない場合には、強迫の方法と目的を相関的に考察し、違法性の有無を判断する必要がある。

強迫によって受けた損害は、民法709条においていう不法行為として賠償させることができる。

C 強要について

強要とは、本人もしくはその親族の生命・身体・自由・名誉・財産に対して害を与える旨を告げて脅迫し、または暴行を用いて、人に義務のないことをさせまたは人が権利を行使するのを妨害する行為である。

(イ) 本件懲罰が脅迫にあたるのは明らかであること

上記(ア)を踏まえ本件懲罰についてみると、まず、控訴人が「ひげそりを拒否すると有形力行使(本件措置)を受けることで強い痛みを感じる」ということに恐怖(畏怖)心を抱いた旨を、供述調書をもって本件審査会の委員らに伝えたところ(乙24・12頁)、同会の議長である同多田は、弁解を終えた控訴人に対し、「で、今後はやるんか?」などと、語気荒く極めて威圧的な口調でいい向け、控訴人は、さらなる不利益処遇を受けること及び有形力行使により強い痛みを感じることに畏怖し、「今後はひげをそります。」と回答した(同1頁)。

そして、同赤間の決定に基づき本件懲罰が科されたことで、本件措置は正当化されたのであるから、以後、ひげそりを拒否すると、同赤間の命令を受けた施設のいずれかの職員によって、控訴人に対し有形力が行使されることが確実となった。

そうすると、本件懲罰は控訴人を対象とした加害の予告そのものと認められ、また、施設職員らは、国家公務員法98条1項の規定に基づいて同赤間の職務上の命令にしたがわなければならないから、すなわち、同赤間は加害の通知者であり、加害行為をする施設職員らに影響を及ぼす地位にあるといえる。

したがって、本件懲罰は、施設による「影響を及ぼす第三者の

加害行為の黙示の方法による通告」であるといえ、すなわち、脅迫にあたるか解するのが相当であるところ、これは、原審における弁論の全趣旨及び証拠から明らかであるといえる。

なお、被控訴人の出先機関である長刑は、控訴人に対し、ひげそりを拒否した場合は有形力を行使して無理矢理やる旨の通告をしている。

(ウ) 控訴人はひげそりを行わなくてはならない法律上の義務はないと主張したこと

控訴人は原審において、被控訴人が述べるとおり(答弁書35頁)、要旨「(抗原回避が可能なひげそり用具を使用できないという前提条件のもとにおいては)控訴人には、施行規則26条4項が定める、ひげそりを行わせない「相当」の理由がある」という主張をした。

すなわち、これは「(同前提条件のもとにおいては)控訴人には、ひげそりを行わなくてはならない法律上の義務はない」という主張であると認められる。

(エ) 控訴人は施設の強要について具体的に主張・立証したこと

上記(ア)によれば、同(イ)において述べたとおり、本件懲罰が脅迫にあたるのは、弁論の全趣旨及び証拠から明らかであるところ、同(ウ)のとおり、控訴人が、ひげそりを行わなくてはならない法律上の義務はないと主張していることに照らせば、本件懲罰を科した後において、施設が控訴人に対してひげをやるよう指示したことは違法である旨の主張は、すなわち、施設の強要が違法であることについての具体的な主張であるといえる。

そして、控訴人は原審において、「(2022年)3月14日から6月8日までの間、医学的見地から原告に使用させることが不適切な電気カミソリで、毎日ひげそりをするよう指示した。」

(請求拡張及び訴状訂正申立書04頁)と当該請求の原因について主張したところ、被控訴人は「原告に対し、本件センターから貸与されている電池式かみそりで、ひげそりを実施するよう指導したことは認め、その余は否認ないし争う。」(準備書面(1)9頁)と請求の原因にかかる認否を明らかにしたうえで、「答弁書(34ないし38ページ)で述べたとおり、原告には、施行規則26条4項に定める、ひげそりを行わせない「相当」の理由が存しなかったのであるから、本件センター職員が、原告に対し、ひげを剃るよう指示することは、違法とはならない。」(同15頁)と反論した。

また、施行規則26条2項は、ひげそりの回数について「一週間に二回以上、とその下限値を定め、そのうえで施設は「個人ごとに電気かみそりを貸与するので、居室内において起床時から出業時等(点検・朝食時を除く。)までの間又は余暇時間を利用して実施すること。」(乙16)と規定し、その具体的な回数については定めていないところ、実情は、刑の執行開始時の指導等を行う新入訓練工場において、施設では電気カミソリを個人貸与していることから、入浴の有無にかかわらず毎日ひげそりを行うよう旨の指導がなされており、本件懲罰の後においても、同宇賀神を含む施設の職員らは、控訴人に対し、ひげそりは毎日行うよう指導している。

以上を踏まえると、控訴人が、施設は本件懲罰の後(2022年3月14日から6月8日までの間)に、控訴人には法律上の義務がないにもかかわらず、ポケソリを使用してひげをそるよう指示したとの主張は、施設の指示の内容及びその期間等について、裁判所が判断可能な程度具体的に特定しているといえるから、したがって、控訴人は、処遇が国賠法上違法である理由について具体的な内容を主張・立証したといえる。

ウ 本件懲罰の後にボケヤリを使用してひげをやるよう指示したことは強要にあたること

原判決は、控訴人は金属アレルギーであるところ、2022年3月/4日の時点において、要旨①控訴人は金属アレルギーの確定診断がなされていなかったものの、その原因は医師が繰り返し必要性を示したにもかかわらずPTを実施しなかった施設にあること、②金属アレルギーの確定診断がなされていないという事実は控訴人が金属アレルギーでないことを意味するものではないこと、③一連の経過からしても控訴人が金属アレルギーであることと矛盾する医学的所見は示されていなかったこと、④施設医師がボケヤリの使用につき問題がない旨の所見を示していたという事情はうかがわれないこと、⑤控訴人のひげが機械に巻き込まれたり、控訴人がひげを他の受刑者に誇示したりするなど、控訴人がひげをやるないことで衛生管理における支障、安全衛生面での危険、他の受刑者の矯正処遇上の適切な実施における支障などが生じる具体的なおそれがあったとは認め難いこと、⑥アレルギー性接触皮膚炎は、いったん感作されると微量の抗原であっても生じ得、その影響は刑事施設を出所した後にまで及び得るもので、アレルギーの種類によっては生死にかかわるものがあること、などを理由に、控訴人につき、ひげヤリを行わせないことが「相当」と認めるべき事情があったとの結論を導いた。(原判決37ないし42頁)

そして、同年3月/4日から6月8日までの期間において、施設が抗原回避の可能なひげヤリ用具の使用を許可し貸与する、また、控訴人が金属アレルギーではない検査結果が得られるなどといった、前記①ないし⑥の理由を消滅させ、原判決の前記結論を左右するような事情は一切うかがわれない。

そうすると、当該期間において、控訴人には、施行規則26条4項が定める、ひげヤリを行わせない「相当」の理由が認められ

るといえるから、すなわち、控訴人にはひげやりを行う法律上の義務はなかったものといえ、本件懲罰の後、施設が控訴人に対しポケやりを使用してひげやりを実施するよう指導した処遇は、強要であるといわざるを得ない。

したがって、処遇は、施設長の裁量権の範囲を逸脱し、または濫用したものであり、控訴人に対し職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然とされたものというべきであるから、国賠法上違法である。

これに反する原判決には理由がなく、直ちに取消されるべきである。

そして、処遇は国賠法上違法であるところ、その態様が上記1(1)ウ及びオにおいて述べたとおりであること並びにその期間が約3月と長期にわたることなどを踏まえると、処遇によって控訴人が被った精神的損害にかかる慰謝料は180万円を下らない。

11 争点11について

(1) 処遇シは国賠法上違法であること

処遇シにかかる請求は、違法な本件懲罰に基づき、2022年4月1日から同年9月30日の間、不適切な優遇区分に指定された状態で処遇を受けることにより被った精神的損害にかかる慰謝料の請求にあたる。

したがって、処遇シが国賠法上違法である理由は、上記2(1)ウにおいて述べたとおりであり、本争点にかかる請求についても、これに含まれる。

12 争点12について

(1) 処遇又は国賠法上違法であること

ア 原判決の要旨

原判決は、「本件差入物品が本件センターに郵送されたのは同月16日(土曜日)であり、本件差入物品が信書に該当するか否かについて本件センターにおいて検討されたのは同月18日(月曜日)以降である」とことについて、適法な処理であることを前提に「本件差入物品が同月21日よりも前に原告に交付された蓋然性が高かったとは認められない。」との結論を導いた。(原判決70頁)

イ 原判決は前提において理由がないこと

控訴人は、上記アのとおり原判決が前提としている「適法な処理」からして既に違法であると主張している。

すなわち、前記違法性につき何ら検討を行わなかった原判決には、審理不尽の違法が認められる。

そうすると、審理不尽が認められる事実を前提に導かれた結論は、当然、前提を欠くものといえる。

したがって、原判決は前提において理由がないといえる。

ウ まとめ

上記イのとおり、原判決は前提において理由がないところ、原審において主張したとおり、処遇又は国賠法上違法である。

これに反する原判決には理由がなく、直ちに取消されるべきである。

そして、処遇又は国賠法上違法であるところ、同処遇によって控訴人が被った精神的損害にかかる慰謝料は1万円を下らない。